

## 大郷町救急医療情報キット配布事業実施要綱

令和6年2月26日

告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、一人暮らし高齢者等に対し、かかりつけ医療機関や持病等、救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キット(以下「救急キット」という。)を配布するため、必要な事項を定めることにより、町民の安全と安心の確保を図ることを目的とする。

(救急キットの内容)

第2条 配布する救急キットの内容は、次のとおりとする。

- (1) 保管容器
- (2) 救急情報記載用紙
- (3) 玄関用シール
- (4) 冷蔵庫用マグネットシール

(配布対象者)

第3条 救急キットの配布を受けることができる者は、町内に住所を有し、現に居住している者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (2) その他町長が特に必要と認める者

(配布の申請)

第4条 救急キットの配布を受けようとする者は、救急医療情報キット配布申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

(救急キットの配布)

第5条 町長は、前条の申請を適当と認めるときは、当該申請者に救急キットを配布する。

2 町長は、破損、滅失その他特別の事由があると認めるときは、救急

キットを再配布することができる。

(費用負担)

第6条 救急キットは、無償で配布する。

(救急キットの管理)

第7条 救急キットの配布を受けた者(以下「利用者」という。)は、救急情報記載用紙に必要事項を記載し、保管容器に入れて冷蔵庫に保管するものとする。

2 利用者は、救急キットの利用を知らせるためのシールを冷蔵庫の扉及び玄関等見やすい場所に貼るものとする。

3 利用者は、救急情報記載用紙に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに更新するものとする。

4 利用者は、善良な管理のもとに救急キットを使用するとともに、第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(台帳の整備)

第8条 町長は、救急医療情報キット利用者台帳(様式第2号)を備え、利用者をこれに登載する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、救急キットの配布に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。